

○農林水産省告示第五百十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十九の規定に基づき、平成十五年四月二十五日農林水産省告示第七百一十号（アルゼンチン共和国産グレープフルーツ、バレンシア種のスイートオレンジ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年三月二十八日

農林水産大臣 若林 正俊

一、三の（一）及び四中「アルゼンチン共和国」を「アルゼンチン」に改める。

五の（一）のうち「以下で」の下に「消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となった後引き続き二十四日間、摂氏三・二度以下で」を加え、五の（二）中「アルゼンチン共和国」を「アルゼンチン」に改める。

六の（二）中「アルゼンチン共和国」を「アルゼンチン」に改める。